

平成 27 年 9 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 68 号

平成 27 年 9 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 27 年 9 月 8 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、 期 日 平成 27 年 9 月 16 日（水）
- 2、 場 所 土庄町役場 議場

平成 27 年 9 月 16 日（水曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（濱中幸三君）

おはようございます。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

おはようございます。

本日、平成 27 年 9 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この秋は、土庄町にとりまして、大変にぎやかなものになろうといたしております。まず、10 月には、土庄町合併 60 周年記念太鼓まつり並びに記念式典が挙行されます。町の歴史を振り返るとともに、地域の結びつきを確認し、皆さまが心新たに町の未来を考える、そうした機会にしたいと考えております。イベントだけではなく、10 月から、マイナンバーの配布が始まります。制度の本格始動は、来年の 1 月でございますが、個人情報保護に留意しつつ、制度のスムーズな運用に尽力してまいります。さらに、11 月には、瀬戸内海タートルフルマラソン全国大会も控えております。全国各地から多数のご参加をいただきまして、盛大に執り行うことができそうでございます。

本年度も約半分を経過をいたしました。適正な行政運営はもちろんのこと、

さまざまなイベントを通じて、土庄町を盛り上げていく所存でございます。

本日提案の議題につきましては、補正予算関係が 9 件、決算関係が 2 件、土庄町辺地に係る総合整備計画の変更についてが 1 件、条例関係が 4 件、消防団車載型無線装置及び携帯型無線装置の購入についてが 1 件、工事請負契約関係が 2 件、人事案件が 1 件、合計 20 件でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱中幸三君）

去る 9 月 9 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

議会運営委員長 井上正清君。

○議会運営委員長（井上正清君）

おはようございます。議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る 9 月 9 日、午前 9 時より委員会室におきまして、9 月定例会の会期、日程などを審議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、会期でございますが、本日 16 日から 18 日までの 3 日間を予定しております。

会議の進め方でございますが、本日は冒頭に閉会中における継続調査について各常任委員長より報告をいただき、質疑を行います。引き続きまして、執行部より議案第 1 号から同意第 1 号までの提案理由の説明を受け、質疑を行います。その後、同意第 1 号の採決の後、議案第 1 号から議案第 9 号までと、議案第 12 号から議案第 19 号までを常任委員会に付託いたします。

次に、議員提案であります発議第 1 号 決算特別委員会の設置についての趣旨説明の後、質疑、討論、採決を行い、続いて、決定第 1 号 決算特別委員会委員の選任について委員の指名を行った後、閉会中の決算特別委員会に議案第 10 号と議案第 11 号の付託審査をお願いいたします。

次に、発議第 2 号 土庄町議会傍聴規則の一部を改正する規則についての趣旨説明の後、質疑、討論、採決を行います。

次に、発議第 3 号 特別支援学校設立に関する意見書についての趣旨説明の後、

質疑、討論、採決を行います。

本会議終了後、各常任委員会に分かれて付託議案の審査をお願いします。

明日 17 日は休会とし、明後日、最終日の 18 日は、付託議案の審査結果を各常任委員長より報告をしていただき、質疑を行います。次に、議案第 1 号から議案第 9 号までと、議案第 12 号から議案第 19 号までの討論、採決を行います。

次に、議員の派遣についてと閉会中の継続調査申出についての採決をお願いします、最後に、一般質問を予定しております。一般質問につきましては、通告期限であります 7 日正午までに提出されたものにつきまして、提出順に質問をしていただくことにしております。

スムーズな運営にご協力をいただき、9 月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしく願いいたします。以上、議会運営委員会からの報告といたします。

平成 27 年 9 月 16 日（水曜日）午前 9 時 37 分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（山崎勝義君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（濱中幸三君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（島田 明）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（中井俊博）
企 画 課 長（須浪宏和）	税 務 課 長（笹山恵子）
福 祉 課 長（川田順也）	健康増進課長（三木俊明）
住民環境課長（石床勝則）	建 設 課 長（樋口英士）
農林水産課長（高橋幸光）	商工観光課長（宮原正行）
教育総務課長（宮原隆昌）	生涯学習課長（椎木 孝）
病院事務長（奥村 忠）	水 道 課 長（川本公義）
出納室課長（木下公明）	総務課副主幹（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（三木加奈子）
--------------	-----------

議事日程 第 1 号

別紙のとおり

平成27年9月土庄町議会定例会

議事日程（第1号）

（平成27年9月16日招集）

平成27年9月16日（水曜日）午前9時30分 開議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 4 議案第1号 平成27年度土庄町一般会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第2号 平成27年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第3号 平成27年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第4号 平成27年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第5号 平成27年度土庄町大鐔財産区事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第6号 平成27年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 10 議案第7号 平成27年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 11 議案第8号 平成27年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 12 議案第9号 平成27年度土庄町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 13 議案第10号 平成26年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定について
- 第 14 議案第11号 平成26年度土庄町小豆島町環境衛生組合一般会計の歳入歳出決算の認定について
- 第 15 議案第12号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 16 議案第13号 土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第14号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第15号 土庄町美しいまちづくり条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第16号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第17号 消防団車載型無線装置及び携帯型無線装置の購入について
- 第 21 議案第18号 工事請負契約の締結について
- 第 22 議案第19号 工事請負契約の変更について
- 第 23 同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 24 発議第1号 決算特別委員会の設置について

- 第 25 決定第 1 号 決算特別委員会委員の選任について
- 第 26 発議第 2 号 土庄町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 第 27 発議第 3 号 特別支援学校設立に関する意見書

開会、開議

○議長（濱中幸三君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から18日までの3日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年9月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（濱中幸三君）

日程に入る前に先立ち、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に、印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

なお、平成26年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告に伴う監査委員の意見書につきましては、別冊にて配布いたしております。

監査委員より検査及び監査の報告を受けております。お手元に印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（濱中幸三君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において9番 川本貴也君、10番 井上正清君を指名いたします。

会期の決定

○議長（濱中幸三君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、9月16日から9月18日までの3日

間にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月18日までの3日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（濱中幸三君）

日程第3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（濱中幸三君）

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。

閉会中の総務建設常任委員会を7月3日と8月28日に開催いたしましたので、その内容について、順次報告を申し上げます。

7月3日、税務課。入湯税に関する調査について、総務建設常任委員会が継続案件として昨年度より過去5年間の調査実施を要請していただきましたので、その調査経過について報告をいただきました。

地方税法上の守秘義務により個別具体的な内容についての説明はいただけませんでした。これまでの経過は、監査委員の随時監査において一部業者の入湯税の納入額について指摘されたことに端を発し、売上調査や宿泊人名簿調査を実施、旅行業者に対する取引状況調査を実施しています。

委員会は、この件が報道で取り上げられ、町の信頼回復に努めるためには、全徴収義務者に対し5年間の調査を実施すべきと意見しましたが、税務課の賦課業務や人員、監査委員の提案もあり、平成26年4月分の申告に対する調査をまず実施しました。その結果、調査の手法や手続きについて方向性が固まり、今後の調査対象選定のための事前資料積み上げ、特別徴収義務者に対し、「入湯税特別徴収の手引き」の配布と説明会を実施しました。以上により、法に基づき厳正な対処を行うとともに、今後は定期的な調査を行い、すべての町税に対し適正な申告、賦課、徴収を進めるということでありました。

委員から、特別徴収義務者への調査はいつ終わるのか、最終的な報告はいつになるのかと質問があり、執行部からは8社あるので3年以内、平成27年度の決算報告以降になるとのことでした。

また、調査の結果、特段の措置を講じたと言うのであれば申告の不備があったということか、更正と犯則案件の違いはどの質問に、過少もあれば過大もあり更正の措置をとった、更正は5年、犯則は7年さかのぼることができるかと回答がありました。

さらに、更正して納付期限内に納付がない場合の処分について質問があり、他の町税と同様に滞納処分を行い、さらに犯則案件に移行する場合もありうるが、香川県と軽油取引税の調査手法を入湯税に当てはめた協議を重ね、対応できる準備をしているとのことでした。

出納室。平成26年度の債権管理の状況について報告を受けました。実績は、町税徴収金5136万796円、うち差押え実施件数12件1266万7,342円、交付要求件数6件、水道料徴収金1774万6,150円、その他私債権7万7千円でありました。

委員から、昨年度より徴収額が減っている理由についての質問に、執行部からは債権管理室の職員が減ったこと、25年度に大型の差押えがあったことが要因であると説明がありました。また、情報管理に関する不祥事に対する再発防止策をどのように実施しているか、防犯カメラの設置の必要性についての質問に、債権管理室入口、ロッカー、机等の施錠を徹底しているが、防犯カメラについては検討したいと回答がありました。

次に、8月28日、企画課。地方版総合戦略について、全課から提案を集め、職員プロジェクトチームでの会合及び11名の委員からなる有識者戦略会議を開催し、骨子が作成されている。委員の中には京都産業大学の先生が入っており、理由は当大学が新学部を創設する構想の中で小豆島を学生のフィールドワークの候補地と考えている関係からです。

まず、「土庄町創生人口ビジョンの骨子」について説明がありました。人口の現状を分析し、住民との人口に関する認識共有を目指すとともに、将来の展望を示すもので、対象期間が平成72年までです。

現状のまま何も施策をしない場合、平成72年の人口は5,275人程度まで減少すると推計されており、その解消のため「産業の育成等による雇用の創出、移住・定住促進、安心して出産・子育てができる環境づくり、行政サービスの充実、官民協働による地域活動促進、地域間連携の強化」の取り組みにより、合計特殊出生率が平成72年に7.07まで上昇し、人口が10,749人になると想定していました。

次に「土庄町創生総合戦略の骨子」について、平成31年までの5か年計画として4つの基本目標を設定しております。目標1は、観光の振興や交流の促進と移住定住の促進により人の流れを創る。目標2は、安定した雇用と新たな活

力創出による魅力ある産業を創る。目標 3 は、結婚から子育てまで切れ目のない支援とワークライフバランスの推進により子育てを楽しめる環境を創る。目標 4 は、安心・安全・安定の町づくり、既存ストックの有効活用、連携中枢都市圏による広域連携推進により時代にあった住みやすいまちを創る、であります。今後、有識者会議を通じ、より良いものにしていくと説明がありました。

委員から、すぐに取り組める具体的な案があるか、KPI の設定に施策も含まれるのかと質問があり、執行部からは、相談が年間 180～200 件寄せられている移住交流事業を拡充していく考えとともに、総合戦略に個別の事業名は記載しないと回答がありました。

次世代産業育成モデル事業について、香川県から植物栽培システム研究実証の共同事業提案があり、地域の新たな拠点づくり、産業育成・振興による雇用の創出、公共施設跡地の有効活用の点から、理化学研究所とともに次世代の植物栽培の最先端機械の研究や離島においても健康に良い野菜を作り島外に売る実証実験を実施するという事です。想定している期間は、総合戦略との整合性を持たせるため、平成 27 年度から 5 か年間です。

香川県は農・食・健産業育成モデル事業を展開しようとしており、静岡県と連携し、ICT 活用農業や AI 農業による生産性の向上、付加価値を高めるための事業のひとつです。

委員から、何を作るのか、先駆性はあるのか、全国の企業が取り組んでいることを今さら研究するのかと質問があり、執行部からは工場で作るのに適した葉物野菜のうちカリウムの含有量を調整でき、腎臓疾患の患者に提供できるレタスを作る、課題となるコストについて太陽光やその他のエネルギーを活用し、電気代を削減する次世代型の栽培システム機械の研究を行い、静岡県は栽培品目の研究を行うと回答がありました。

また、研究する場所についての質問に、場所は未定ではあるが 400 ㎡ぐらいで実証実験を行いたいとのことでした。また、この事業の運営会社の目途、町の立場、跡地問題との関係についての質問に、運営会社の募集は、企業誘致として県と一緒に協議し、町は賃貸料を設定、学校か病院の跡地を利用しようと考えていると回答がありました。

総務課。1 点目、土庄町個人情報保護条例の一部改正について。番号法により本年 10 月から 12 桁の個人番号（マイナンバー）が付されることとなり、その趣旨に沿った土庄町個人情報保護条例の改正が必要となったものです。

改正の内容は、マイナンバーを含む特定個人情報の取扱いであり、定義、目的外利用、外部提供、開示・訂正、開示の実施、訂正の通知、利用停止などについての改正でした。

委員から、認知症または認知症が疑われる方の場合の対応について質問があり、執行部から、代理人として成年後見制度の活用をしていただきたいが、任意代理において認知症が疑われる方の場合は、代理人の本人確認をしっかりとやりたいと回答がありました。

2点目、税情報漏えい調査委員会の調査状況について。警察の捜査状況は、時効が3年であり、捜査は進めているがどこまで進んでいるかについては教えてくれないそうです。町の調査委員会では、警察の捜査状況が分からない状況の中ではあるが、今後の方向を含めて検討することを委員長と協議している段階でした。

委員から、調査委員会の意見を踏まえ、前回の当委員会で何らかの対策を早急に講じる必要があります、防犯カメラの設置を提案していた件について質問があり、執行部からは、役場は機密情報の塊であり、防犯カメラをどの場所に設置するか検討したいと回答がありました。

農林水産課。1点目、肥土山銚子砂防ダム取水施設改良工事の実施について。貯水できる構造となっている砂防ダム本体に設置された取水管の取水口が土砂の埋設により詰まり、取水量が低下していると管理をしている蛙子池土地改良区からの情報を受け、改善工事を行うものです。

町は、今後の渇水時における農業用水の利活用の重要性を考え、抜本的な改良が必要と判断、具体的にはステンレス管で側面に大量の穴が開いている構造のレンコン管を連結し、取水量を確保する計画です。県の補助事業の採択要件に満たないため、町単独の事業として実施します。

委員から、ジェット水流等で取水管に詰まった土砂を取り除くことはできないのか、レンコン管を接続したことにより詰まりが複雑にならないのかと質問があり、執行部からは、エアを逆噴射してみたが回復せず、抜本的な改良が必要と考え、レンコン管の穴は小さいので管内が詰まることはなく、また多数連結するので下の方が詰まっても取水はできると回答がありました。

2点目、有害鳥獣捕獲後の確認と処分について。これまで農林水産課の職員が行っていた有害鳥獣捕獲後の個体確認と処分の業務を、土庄町鳥獣被害対策実施隊の隊員が行うものです。シカ・サル・イノシシの捕獲合計が500頭以上、1日平均1.4頭となっており、職員にとって担当業務への支障や休日の拘束による心的疲労が重なる状況において、森林組合から協力の申し出があり、検証の結果、実施隊隊員に任命して今後の捕獲後の確認・運搬・処分を行ってもらえるものです。

活動報酬は、人件費と運搬費・埋設の経費として1人あたり1回、1頭5,000円を支給します。町単独経費となりますが、鳥獣害対策は特別交付税の対象で

あり、50～80%の交付税措置が受けられるそうです。

商工観光課。エンジェルロード内の危険看板について、中余島前に「入島禁止」の黄色い看板を島の所有者が設置していることについて、報告をいただきました。

その経緯は、「20万人を超える観光客が訪れているエンジェルロードの中余島で事故が起きた場合に、誰が責任を取るのか」と所有者から申し出があり、その際の対応を町が検討するとともに土地の賃貸借契約を結んだが、その後、所有者に対する感謝の気持ちが足りていないこと、賃貸料の2点について意見が出され、町は感謝の意とともにお詫び状を渡しましたが、賃貸料についてはご理解いただけず、入島禁止の看板が設置されたものです。町は再三にわたり看板撤去のお願いをしたが、所有者の理解が得られず、今日に至っており、円満な解決に向けて努力している状況でありました。

委員から、契約金の金額、無償で何年提供してもらっているのかとの質問に、執行部からは、地目山林で算定した金額として年間数千円、エンジェルロードは公有水面であるが、約10年前から私有地部分について町が無償で使わせてもらっている、感謝の気持ちが必要であったと回答がありました。

以上で、閉会中に開催した当委員会の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱中幸三君）

山崎さん、出生率2.07を7.07と発言していた。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

すみません、訂正です。合計特殊出生率が平成72年に2.07まで上昇し、人口が10,749人になると想定しました。2.07が7.07と報告しましたので訂正します。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長 佐々木邦久君。

○教育民生常任委員長（佐々木邦久君）

おはようございます。

閉会中の8月27日に教育民生常任委員会を開催いたしましたので、その内容について順次報告申し上げます。

まず、住民環境課石床課長より、一般廃棄物処理施設整備状況について説明を受けました。灘山の件については、採石業者の社長の話では、採石事業の需要がなく、直ちに採石事業を再開することは困難で、町の希望する期限までには採石事業はできないとのことでありました。また、御影浄苑の再々延長につ

いては、小海は7月9日、琴塚は8月17日に、それぞれ現状の報告をし、近日中に方針を固め、話をさせていただきたいと説明しております。

町としては、灘山の件は、今後県との協議の中でベンチカット以外はできないか確認を取ります。灘山でできない状況になれば、灘山を将来的なし尿処理場、最終処分場の候補地として置き、灘山のつなぎとして至急候補地を選定したいと考えているということでした。御影浄苑については、機械等の大規模改修で、あと15年ほど使えると考えています。最終処分場は灘山が遅れるのであれば、次の場所を暫定として考えていかなければなりません。

町長より、今後の小豆島を考えて、小豆島町の塩田町長と話し合いをしています。現在は、瀬戸内砕石場跡地が適切な土地ということです。また、石床課長より、両方の費用の試算の説明がありましたが、想定された荒い概算でした。

委員から、候補地を小江とする案が出てきているが、灘山を両町で使う話が出ているのですか、また、隣町のごみまで持ち込むことについて住民との話し合いは今後どういう形で小豆島町と一緒に検討していくのですかの質問に、町長より、塩田町長はいろいろ考えた上で、瀬戸内砕石場跡地なら一緒にやりたい、また、非公式で小江自治会との話し合いで、第2の豊島にならないようにという意見がありました。今年度中に用地を決定しないと間に合わないのは、両町とも一緒なので、今後とも話し合いをしていきますと答弁がありました。

委員から、大前提の灘山がどうしてもできないところを執行部はもっと詰めるべきであり、その上で期限が迫っているので、次の場所も検討材料とする必要があると思いますと意見が出ました。

次に、企画課須浪課長より土庄中央病院跡地利用検討の報告を受けました。土庄診療所に加えて、機能訓練（リハビリ）特化型デイサービス施設を増築棟に整備することを基本としました。機能訓練特化型デイサービスは、医師の必置要件がないので対応可能です。サービス内容は、機能訓練に重点を置き、入浴や食事は行いません。定員は18名以下で、地域密着型サービス事業所を想定しています。耐震ができていない旧棟は、今後の検討課題であります。

委員から、採算ベースは検討していますか、また、老健施設として利用する考えはありますかと質問があり、須浪課長より、プロジェクトチームでは検討していないが採算ベースに乗らない事業ではないと思っています。また、老健については、医師の確保が必置要件なので、プロジェクトチームでは、今のところ無理であろうという判断が出ています。

次に、小豆島中央病院について福祉課の河合係長の説明を受けました。診療所の運営は、主に内科の再診患者を対象に午前中だけの診療となっていますが、風邪気味、ちょっとした怪我の患者は無下にお断りしないと企業長は考えてい

ます。運営は、新病院で行いますが、土庄、内海診療所でそれぞれ赤字になった場合は、各町が負担します。

新病院工事の進捗状況は、7月末で47.5%と計画どおり進んでいます。病院本体工事完成は12月末、院内保育所は1月末完成で進めています。

今後の職員の身分移管は、来年2月に職員給与条例等を企業団議会に上程し、4月の開院時に両病院職員の身分を企業団に統合するという事で進めています。

次に、島民運動について川田課長より説明を受けました。小豆島の地域医療を守り育てる島民会議が8月26日に設立されました。会議の趣旨は、新病院が地域住民から期待され、親しまれ、信頼される病院にするためには、小豆島の住民が自分たちの病院を自分たちで守り育てるという機運の醸成が欠かせないものであり、各種団体長など40名から成り、月1回のペースで講演会等を開き、理解を深めていこうとするものです。

委員から、現在の職員が新病院へ移る意思確認はどういうふうに行っているのか、また、院内保育所の職員はどうしますかの質問に、河合係長から、意向確認を過去何回か実施しているが、10月頃を目処に最終の意向確認をしていきます、院内保育所の職員は業者に委託しますと回答がありました。

次に、教育総務課の宮原課長より豊島小・中学校の建設工事変更について説明がありました。現在工事中であります、7月22日に豊島地区自治会、PTA連合会より陳情がありました。内容は、トイレの全面改修とシロアリ被害対策等で約1200万円、また、現在の土庄小学校のレベルに合わせる備品等約300万円、その他土庄、湊崎、四海幼稚園の耐震診断約800万円と土庄中学校武道場の畳の取り替えを予定していました。

委員から、土庄中学校の畳の取り替え費用はいくらですかとの質問に、宮原課長より、300～500万円ですと回答がありました。

次に、生涯学習課の椎木課長より旧北浦小学校校舎改修事業について説明を受けました。旧北浦小学校校舎を改築して、北浦公民館を移転しようとするものです。平成24年9月に協議会を立ち上げ、検討してきた結果、現在の公民館が老朽化しているので、早期に移転する意見がまとまり、要望が出てきました。改築に伴う実施設計を補正予算として上程予定で、改修工事費は28年度当初予算で計上したいとの考えでした。

委員から、1階だけで足りるのか、また、旧公民館が空き施設となりますが、その扱いはどうしますかの質問に、椎木課長より、公民館としては1階だけの改築で足りるので、2階は災害時の避難場所にするという事で聞いています、また、旧公民館は所管が総務課に移りますので、地元の要望と相談の中で決まってくる

と思いますと回答がありました。

以上で、閉会中に開催した当委員会の報告を終わります。

○議長（濱中幸三君）

これをもって各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱中幸三君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

9番 川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

先ほどの委員長報告に対しまして、2点ご質問したいと思います。

まず1点目、ゴミ最終処分場の件でございます。今の報告によりますと、あくまで灘山を前提で当初の計画どおり進めていく。また、そのような中、灘山がかなわない場合には、執行部側より次の場所として、次の候補地として瀬戸内砕石というふうな報告がなされましたけれども、まず、次の候補地として瀬戸内砕石のみの、1点のみの提案だったのかどうか。他の代替え候補地、2か所3か所出たものなのかどうか。瀬戸内砕石1点のみの提示だったのか。この点をまず1点聞きたいと思います。

次に2点目、病院に関する報告の中で、意思確認につきましては、10月ぐらいということでございますけれども、執行部側より現在までの医師確保への取り組み、また、現在医師確保数が何名揃っておるか。このようなところの報告が、執行部または町長の方からあったかどうか。また、委員の方からもその質問が出されたかどうか。その点についてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長 佐々木邦久君。

○教育民生常任委員長（佐々木邦久君）

今言われました 2 点についての審議はしておりません。以上です。

○議長（濱中幸三君）

いいですか。

○9 番（川本貴也君）

結構です。

○議長（濱中幸三君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～同意第 1 号）

○議長（濱中幸三君）

日程第 4、議案第 1 号 平成 27 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）の件から、日程第 23、同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（濱中幸三君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

それでは、今議会に提案されました議案のうち、人事案件以外につきましてご説明をさせていただきます。

議案書 1 ページをお開きください。議案第 1 号 平成 27 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源については、歳出の際にご説明します。

歳出としまして 17 ページをお願いします。2 款総務費 1 項総務管理費、人事給与事務費は、新潟の大地の芸術祭視察等の旅費で、合併 60 周年記念事業は、NHK 公開番組の決定により記念式典の 2 部の取り止めで 150 万円の減、太鼓まつりで県の定住・交流促進事業費補助金 200 万円が交付される予定から同額を補助金で計上しております。管財事務費は、旧土庄・北浦小学校の漏水修繕、

旧土庄・渕崎小学校の高圧受電から低圧への切り替えの経費、税情報漏えいの関係もあり、庁舎 1 階に防犯カメラを設置するための経費でございます。移住交流推進事業の移住促進事業交付金は、引越し支度金 10 人分、空き家改修費補助金は 3 件分で、うち 50 万円は県補助を予定しております。ふるさと納税推進事業は、本年 6 月からふるさと納税の運営を民間に委託し、件数、金額が増えていることから贈答品と民間への運営委託料を増額するものです。自治振興助成事業は、土庄港・大部港への防犯カメラ 2 基の設置工事費と、平木自治会の雨樋の修繕費への助成で、防災行政無線管理事業は、小海地区の電柱の建て替えによる中継の有線ケーブルの移設経費でございます。

2 項徴税费、賦課徴収事務費は、住民税、法人町民税の還付金 74 件分でございます。

19 ページ、3 項戸籍住民基本台帳費の臨時職員賃金は、期末手当の計上漏れによるもので、社会保障・税番号制度システム整備事業は、通知カード等への裏面に転入・転出履歴を記載するためのシステム、インクジェットプリンター等の購入費でございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費、臨時福祉給付金給付事業は、体制強化のための臨時職員 1 名を 3 か月の経費 40 万 8 千円で、全額国の補助。償還金利子及び割引料は、精算による前年度分返還金。特別弔慰金支給事務は、5 年に 1 回の受付・支給事務に係る事務経費で全額県の補助。国民年金事務費は、マイナンバー制度による免除申請様式等のシステム改修費で全額国の補助でございます。

2 項児童福祉費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業は、前年度の返還金でございます。

21 ページ、保育所運営事業は、私立保育園の国・県負担金の精算による返還金でございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、公立病院再編整備事業は、建物・医療器具については町が地方債で借り入れる予定でしたが、企業団で借り入れることになったため減額するもので、借入予定の起債も減額しております。

2 項清掃費、御影浄苑運営事業は、今年度末で職員が退職するため引き継ぎのための臨時職員 1 名、3 か月分でございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費の農業委員会事務費は、農地台帳システム更新作業のための臨時職員 2 か月分、25 万 6 千円。23 ページは、農地台帳のシステム用のパソコンを当初購入予定でしたが、補助対象の関係からリースに変更したため機器賃借料を計上し、機械購入費を減額するものでございます。有害鳥獣被害防止対策事業の報酬は、捕獲確認等のための実施隊員報酬 2 名、182 日分でございます。委託料及び原材料費は、イノシシ対策で小部地区の防獣帯とワ

イヤーメッシュ柵の設置に係る経費で、県 2 分の 1 補助、鳥獣捕獲等助成金は 170 頭分の増によるものでございます。中山間地域等直接支払推進事業は、面積増によるもので、国 2 分の 1、県 4 分の 1 補助でございます。青年就農給付金事業は、所得の関係から本年度分 1 名の減で、自主返還金についても所得の関係から前年度分を返還いただき、県に返還するものでございます。オリーブ生産拡大総合支援事業は、採油機等の整備のために助成するもので、全額県補助。農地集積計画策定事業は、伊喜末地区でのオリーブ栽培に係るもので、全額県補助でございます。町土地改良事業は、銚子の砂防ダムに係る取水口の改良工事で、多面的機能支払交付金事業は、東讃地域協議会への負担金の増によるものでございます。

25 ページ、2 項林業費の大鐸・大部両財産区への繰出金は、台風 11 号による林道の修繕費関係でございます。

3 項水産業費のうち漁港維持管理費は、消波ブロックを伊喜末の馬場先海岸から双葉保育所先の防波堤へ移設する費用でございます。

7 款商工費 1 項商工費、次世代産業育成モデル事業は、小学校等の跡地を活用して県、研究機関、大学等と連携して、植物栽培システムの研究、実証事業を実施するもので、財源のうち 1 億 1 千万円は県の地方創生交付金を予定しております。

27 ページ、8 款土木費 2 項道路橋りょう費、町道維持管理費は、町内各地の町道舗装修繕工事でございます。

3 項河川費、河川等改良事業は、田井地区での水路新設のための土地購入費でございます。

4 項港湾費、港湾施設維持管理費は、台風 11 号による港務所の 1 階、2 階のガラスの修繕費で、その他財源は町村会の建物災害共済金でございます。

29 ページ、6 項住宅費は、青門ヶ丘住宅、大木戸住宅等に係る施設修繕費、小海浜、大部住宅等に係る施設修繕費でございます。

9 款消防費 1 項消防費、非常備消防事務費は、7 分団への LED 投光器 14 台の購入経費で、うち 15 万 2 千円は消防団員安全装備品整備等助成金でございます。水防事業は、台風 11 号による団員の出勤報酬の不足分でございます。

10 款教育費 2 項小学校費、豊島小中学校建設事業は、屋外トイレの全面改修、内装追加工事及びテレビ、書庫、教卓等の備品購入の関係で 1553 万 3 千円でございます。財源のうち 413 万 3 千円は国の交付金、地方債を 830 万円予定しております。

31 ページ、3 項中学校費、教育振興事業は、土庄中学校の武道場の畳入れ替えに係る経費で、4 項幼稚園費、幼稚園耐震化事業は、土庄、湊崎、四海幼稚園

の耐震診断の委託料でございます。

5 項社会教育費、公民館運営事業は、放課後子ども教室の 4 名の人件費の組替え及び人員配置によりまして、四海公民館を臨時職員で対応するための賃金で、33 ページの方の、公民館維持管理費は、中央公民館ステージ上部の外壁補修、アクティブ大鐸のマンホール修繕の経費でございます。旧北浦小学校校舎改修事業は、北浦公民館として利用するための実施設計委託料で、財源のうち 570 万円は地方債を予定しております。中央図書館維持管理費は、エアコンの室外機の修繕費及び小豆島ライオンズクラブからの寄付金 5 万円を充てました図書購入費でございます。職員給与費は、人権フェスタに係る時間外手当で、大坂城残石記念公園維持管理費は、展示している修羅の撤去に係る経費でございます。放課後子ども教室事業は、コーディネーターの補助の関係で、賃金から報償費に組替えを行い、417 万 8 千円の減で、財源も県補助を減額しております。

6 項保健体育費、保健体育推進事業は、11 月 21 日、22 日に元プロ野球選手を招いて野球教室等を開催するための小豆島夢クラブへの補助金で、全額健やか子ども基金からの繰入金でございます。体育施設維持管理費は、旧土庄小体育館の屋上の防水補修、高見山グラウンドの防球ネットの修繕、野外活動センターに係る遊具の保守点検に係る経費で、うち 16 万 8 千円は健やか子ども基金からの繰入金でございます。

35 ページ、11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費は、台風 11 号による測量設計委託、町内各地の農道、水路の修繕及び工事、漁港の施設修繕、設計委託関係でございます。

2 項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は、台風 11 号による護岸や町内各地の町道等の修繕及び工事関係でございます。

以上が補正予算の概要でございます。財源の不足分につきましては、26 年度の繰越金を充てております。今回の補正額は、5090 万 8 千円の増額となりまして、補正前の予算と合計しますと 81 億 2176 万 8 千円となります。

次に、第 2 条地方債の補正ですが、6 ページになりますが、幼稚園耐震化事業及び旧北浦小学校校舎改修事業を新たに追加し、公立病院再編整備事業負担金ほか 5 つの事業につきまして、変更しようとするものであります。

次に、議案書 39 ページをお開きください。議案第 2 号 平成 27 年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 47 ページをお願いします。2 款業務費 1 項送配水費、送配水事業は甲生・家浦及び唐櫃 2 号貯水池に係る導水ポンプの修繕費で、建設改良事業は甲生ガルフシール貯水池の水漏れによる修繕工事でございます。

3 款公債費 1 項公債費長期債償還利子は、平成 26 年度借入分の利子の計上漏れによるものでございます。いずれも財源につきましては、26 年度の繰越金を充てております。今回の補正額は、698 万 1 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 2 億 1409 万 6 千円となります。

次に、議案書 49 ページをお開きください。議案第 3 号 平成 27 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 55 ページをお願いいたします。11 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金、返還金事業は、26 年度の精算による退職者医療交付金の返還金で、全額、財政調整基金からの繰入金を充てております。以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 10 万 5 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 23 億 6507 万 6 千円となります。

次に、議案書 57 ページをお開きください。議案第 4 号 平成 27 年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 63 ページをお願いいたします。1 款総務費 1 項総務管理費、一般管理事業は、土庄港ターミナルビル浄化槽ブロワー及び歩道の屋根の亚克力板の修繕費 11 万円並びに土庄港務所前の駐車場機器の再リース料 8 か月分、11 万 2 千円でございます。財源は、不動産売払い収入を充てております。以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 22 万 2 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 9318 万 4 千円となります。

次に、議案書 65 ページをお開きください。議案第 5 号 平成 27 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 71 ページをお願いいたします。1 款総務費 1 項総務管理費、財産管理事業は、台風 11 号に伴う林道修繕費でございまして、財源は一般会計からの繰入金でございます。以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 23 万 4 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 965 万円となります。

次に、議案書 73 ページをお開きください。議案第 6 号 平成 27 年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 79 ページをお願いいたします。1 款総務費 1 項総務管理費、一般管理事業は、し渣脱水機、非常通報装置等に係る修繕費でございまして、財源は一般会計からの繰入金でございます。以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 75 万 8 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 2421 万 4 千円となります。

次に議案書 81 ページをお開きください。議案第 7 号 平成 27 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。第 1 条歳入歳出

予算の補正ですが、歳出としまして 87 ページをお願いします。1 款総務費 2 項徴収費、賦課徴収事業は、所得更正による過年度分保険料の還付金関係で、6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金、返還金事業は、26 年度精算によります国、県等への返還金でございます。財源は、現年度分特別徴収保険料及び前年度の繰越金でございます。以上が補正予算の概要でございます、今回の補正額は 5500 万 9 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 18 億 5903 万 6 千円となります。

次に、議案書 89 ページをお開きください。議案第 8 号 平成 27 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 95 ページをお願いします。2 款分担金及び負担金 1 項広域連合負担金、広域連合分賦金は、過年度保険料に係る負担金でございます。4 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金、返還金事業は、過年度に係る保険料の還付金関係でございます、財源は全額広域連合からの還付金でございます。以上が補正予算の概要でございます、財源の不足分につきましては、前年度繰越金を充てております。今回の補正額は 196 万 5 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 2 億 3248 万 1 千円となります。

次に議案書の 97 ページをお開きください。議案第 9 号 平成 27 年度土庄町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてでございます。第 2 条収益的収入及び支出の営業外収益 207 万 4 千円は、消費税及び地方消費税還付金で、営業費用 258 万円は、嘱託職員 1 名に係る給与等の人件費でございます。第 3 条資本的収入及び支出の建設改良費 2800 万円は、沖ノ島海底配水管布設替えに係る工事費でございます。

次に、議案書の 103 ページをお開きください。議案第 10 号 平成 26 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定についてでございます。地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 26 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計の決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案書の 105 ページをお開きください。議案第 11 号 平成 26 年度土庄町小豆島町環境衛生組合一般会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。地方自治法第 292 条及び地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定により、平成 26 年度土庄町小豆島町環境衛生組合一般会計の歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案書の 107 ページをお開きください。議案第 12 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。甲生辺地ほか計 7 辺地に係る公

共的施設を総合的に整備するため、総合整備計画を変更するもので、内容は、家浦・唐櫃簡易水道と甲生簡易水道を統合するもの及び旧北浦小学校を北浦公民館として整備するものでございます。変更部分にアンダーラインを引いておりまして、121 ページまでございます。

次に、議案書の 123 ページをお開きください。審議資料の方は 1 ページから 6 ページになります。議案第 13 号 土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、番号法の施行に伴い、土庄町が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 127 ページをお開きください。審議資料は 7 ページになります。議案第 14 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、町の非常勤職員である土庄町鳥獣被害対策実施隊員が現地確認等をするための報酬について規定するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 129 ページをお開きください。審議資料は 9 ページになります。議案第 15 号 土庄町美しいまちづくり条例の一部を改正する条例については、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、整合性を保つために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 131 ページをお開きください。審議資料は 11 ページになります。議案第 16 号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、番号法の施行に伴い、番号法に規定されている通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 133 ページをお開きください。審議資料は 13 ページになります。議案第 17 号 消防団車載型無線装置及び携帯型無線装置の購入については、車載型無線装置 8 台、携帯型無線装置 21 台を 2786 万 4 千円で三信電気株式

社高松支店、支店長 くればおさむ 塊場 収 から購入しようとするものでございます。

次に、議案書の 135 ページをお開きください。審議資料は 15 ページ、16 ページになります。議案第 18 号 工事請負契約の締結については、豊島簡易水道事業統合工事を、請負代金 3 億 8556 万円で株式会社フソウ四国支社、支社長原川崇と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案書の 137 ページをお開きください。審議資料は 17 ページ、18 ページになります。議案第 19 号 工事請負契約の変更については、豊島小中学校

建設工事請負契約について、屋外トイレの全面改修及び内装追加工事に伴い、1240万560円増の1億290万4,560円で、株式会社中村組、代表取締役中村友之と変更契約をしようとするものでございます。

○議長（瀨中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。土庄町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所 小豆郡土庄町湊崎甲 2172番地 2、氏名 森公士様、生年月日 昭和21年5月20日。提案理由といたしましては、現委員の田口隆司氏が平成27年10月2日をもって任期が満了いたしますので、後任といたしまして森公士氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。本人の略歴等につきましては、皆さんのお手持ちの資料に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（瀨中幸三君）

これをもちまして提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第1号～同意第1号）

○議長（瀨中幸三君）

ただ今、説明のありました日程第4、議案第1号 平成27年度土庄町一般会計補正予算（第2号）から日程第23、同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの全議案について一括質疑を行います。

なお、議案第1号から議案第9号までと、議案第12号から議案第19号までにつきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解の上、質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（瀨中幸三君）

ないようでございますので、議案第1号から同意第1号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第1号～議案第9号、議案第12号～議案第19号）

○議長（濱中幸三君）

ただ今、議題となっております、議案第 1 号から議案第 9 号までと、議案第 12 号から議案第 19 号までの各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 9 号までと、議案第 12 号から議案第 19 号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

討論、採決（同意第 1 号）

○議長（濱中幸三君）

日程第 23、同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任については討論を省略いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 1 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

休憩

○議長（濱中幸三君）

暫時休憩いたします。

11 時 05 分に再開いたします。

休 憩 午前 10 時 51 分

再 開 午前 11 時 03 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱中幸三君）

再開いたします。

決算特別委員会の設置、趣旨説明（発議第 1 号）

○議長（濱中幸三君）

日程第 24、発議第 1 号 決算特別委員会の設置については議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（濱中幸三君）

8 番 山崎勝義君。

○8 番（山崎勝義君）

発議第 1 号について趣旨説明をいたします。

決算特別委員会の設置についてを別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出するものであります。

平成 26 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、公営企業会計決算

並びに平成26年度土庄町小豆島町環境衛生組合一般会計の歳入歳出決算の認定につきましては、土庄町議会委員会条例第5条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置して付託審議するものであります。

委員会の名称 決算特別委員会、設置の期間 議決の日から決算審査終了までとし、議会の閉会中も審査等を行うことができるものとする、委員の定数7名。

設置の理由としましては、決算の重要性を考慮し、町の財政構造、行政効果の達成状況等について特に精密な検討を加え、今後予算案の審査上参考としたいので、専門的に審査を行うため、特別委員会を設置しようとするものであります。以上です。

○議長（濱中幸三君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第1号）

○議長（濱中幸三君）

ただ今、説明のありました発議第1号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、発議第1号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第1号）

○議長（濱中幸三君）

発議第1号 決算特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（濱中幸三君）
ここで休憩し、議案の配布をいたします。

休 憩 午前 11 時 07 分
再 開 午前 11 時 08 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱中幸三君）
再開いたします。

決算特別委員会委員の選任（決定第 1 号）

○議長（濱中幸三君）
日程第 25、決定第 1 号 決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。
本特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。

お諮りいたします。本特別委員会委員の選任については、議長において指名
いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長(濱中幸三君)

それでは、決算特別委員会委員に、1番 岡野能之君、2番 岡本経治君、3
番 濱野良一君、4番 高橋正博君、6番 母倉正人君、7番 福本耕太君、私、濱
中幸三。以上、7名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名の諸君を決算特別委員会委員に決定するこ
とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の諸君が決算特別委員会委員に決定いたしました。

休憩

○議長(濱中幸三君)

この際、暫時休憩いたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の選
任をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

休 憩 午前 11 時 10 分

再 開 午前 11 時 15 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱中幸三君）
再開いたします。

決算特別委員会正副委員長の決定

- 議長（濱中幸三君）
休憩中に決算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、報告いたします。
委員長 濱野良一君、副委員長 岡野能之君。以上でございます。

委員会付託（議案第 10 号～議案第 11 号）

- 議長（濱中幸三君）
日程第 13、議案第 10 号 平成 26 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定についてを議題といたします。

- 議長（濱中幸三君）
お諮りいたします。議案第 10 号については、先ほど設置いたしました決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（濱中幸三君）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 10 号については、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

- 議長（濱中幸三君）
日程第 14、議案第 11 号 平成 26 年度土庄町小豆島町環境衛生組一般会計の歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

- 議長（濱中幸三君）
お諮りいたします。議案第 11 号については、先ほど設置いたしました決算特

別委員会に付託の上、閉会中の継続審査にいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号については、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

議案の上程、趣旨説明 (発議第 2 号)

○議長 (濱中幸三君)

日程第 26、発議第 2 号 土庄町議会傍聴規則の一部を改正する規則については議員提案であります。

提出者から趣旨説明を求めます。

○議長 (濱中幸三君)

10 番 井上正清君。

○10 番 (井上正清君)

発議第 2 号 土庄町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてでございます。上記の議案を別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出するものであります。

理由といたしましては、議会の傍聴席への持ち込みを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、つえについては削除するものであります。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長 (濱中幸三君)

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑 (発議第 2 号)

○議長 (濱中幸三君)

ただ今説明のありました発議第 2 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

ないようでございますので、発議第 2 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 2 号）

○議長（濱中幸三君）

発議第 2 号 土庄町議会傍聴規則の一部を改正する規則について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 3 号）

○議長（濱中幸三君）

日程第 27、発議第 3 号 特別支援学校設立に関する意見書については議員提案であります。

提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（濱中幸三君）

11 番 佐々木邦久君。

○11 番（佐々木邦久君）

発議第 3 号 特別支援学校設立に関する意見書についてでございます。上記の議案を別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出するものであります。

趣旨としましては、小豆島における特別支援教育については、香川県立高松養護学校の小豆島分室及び町立の小・中学校の特別支援学級において取り組んでいるが、重度障害児にとっては非常に重要な小・中学校での教育環境が十分でないという現状にある。このため、よりよい教育を求めて、島外の養護学校等に通学することは、障害児本人の負担になるだけでなく、家族にとっても経済的・時間的に大きな負担となっている。また、障害児数が増加するとともに、

障害が重度化・多様化していることから、小豆島における特別支援教育の充実
は、喫緊の課題であり、特別支援学校を設立することが、ぜひとも必要である
と考えている。ついては、特別支援学校設立に向けた検討を進めるとともに、
実現に向けての格別の配慮を求めるものである。以上により意見書を提出しま
す。よろしく申し上げます。

○議長（濱中幸三君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第3号）

○議長（濱中幸三君）

ただ今説明のありました発議第3号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

7番 福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

質疑を行います。基本的にこの意見書に対しては賛成なんですけれども、ち
よっとお伺いしたい点がございますので質問をしたいと思えます。

高松養護学校、現在分室がございましてけれども、これを格上げするという趣
旨のものになるのかということとですね、高松養護学校の分校という先日全員
協議会の中で、養護学校の元校長先生が来られましたけれども、この中です
ね、高松養護学校の分校ということも含めた形での検討に入っているという話
があったと思うんですけれども、そういうものも全部含めた形で、支援学校、1
つの形や決まった形ではなくて分室を格上げし、分校も含めた形で要望してい
くという形の意見書になるのでしょうか。ちょっとこのへんをお伺いしたいと
思うんですけれども。

○議長（濱中幸三君）

佐々木邦久君。

○11番（佐々木邦久君）

今質問されました問題でございまして、今分室がございまして。ただ、より
充実した形を取っていききたいと。全体を考えた上での学校・学園をつくってい
きたいと、このように考えております。以上です。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

すみません、分校っていうことも含まれた中身になっているんですかね。中身になっている。はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（濱中幸三君）

答弁はよろしいですか。

○7番（福本耕太君）

はい。

○議長（濱中幸三君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、発議第3号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第3号）

○議長（濱中幸三君）

発議第3号 特別支援学校設立に関する意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

散会

○議長（濱中幸三君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後各常任委員会を開催していただくことになっております。午後 1 時から総務建設常任委員会を委員会室において開催します。終了後、引き続き教育民生常任委員会を委員会室において開催いたしますので、よろしくお願いたします。

散 会 午前 11 時 26 分